

未熟児養育医療給付の申請について

1. 未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院を必要と認めた乳児に対し、その治療に必要な医療費を公費により負担する制度です。

2. 対象となる医療

入院中にかかる医療費、食事代(ミルク代)

3. 医療費の自己負担額について

世帯の市民税額等に応じて、1か月あたりの自己負担上限額を決定します。

ただし、この自己負担額については、福祉医療制度(マル福)の対象となります。申請時に委任状を提出していただくことで、福祉医療制度(マル福)から直接充当することができるため、保護者が手続きを行う必要はありません。

差額ベッド代、文書料、病衣等の保険適用外の費用については自己負担となりますので、医療機関窓口でお支払いください。

①通常の場合

健康保険負担	自己負担(医療機関窓口で支払い)
--------	------------------

②養育医療給付の場合

健康保険負担	公費負担	自己負担
--------	------	------



福祉医療制度(マル福)適用

4. 申請方法

必要書類をそろえて、鹿角市すこやか子育て課(福祉保健センター内)に提出してください。
できるだけ入院中に申請してください。

※必要書類については、裏面をご確認ください。

5. 申請後について

申請して承認されると、市から養育医療券が交付されますので、入院している医療機関に提示してください。

<申請・問い合わせ先>

鹿角市すこやか子育て課

こども家庭センター(福祉保健センター内)

〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字下花輪 50

TEL 0186-30-0265 / FAX 0186-30-1257

＜必要書類＞ 下記書類をご用意ください。

提出書類		注意事項等
1	養育医療給付申請書(様式1)	保護者が記入します。
2	養育医療意見書(様式2)	医師に記入してもらってください。
3	世帯調書(様式3)	保護者が記入します。世帯全員を記入してください。
4	所得課税証明書 同意書の提出により省略可	・世帯全員分(父母、祖父母等)が必要です。ただし、18歳未満の未就業者は不要です。 ・証明書は、同意書の提出により省略できますが、転入等により本市で内容を確認できない場合は、提出が必要です。※1 ・生活保護を受けている方は、「生活保護受給証明書」を提出してください。
5	委任状	保護者が記入します。自己負担金の納付とこれに関連した福祉医療費の給付に関する手続きの一切を委任できます。
6	同意書	保護者が記入します。税情報の取得に関する同意書です。

※1:所得課税証明書は、取得したい年の翌年の1月1日の住所地で発行できます。転入等により、鹿角市で把握ができない場合は、転入元の市町村から「所得課税証明書」を取得し、提出してください。

(例:令和6年度(令和5年分)の証明書は、令和6年1月1日の住所地で発行できます)

＜注意事項＞

○課税状況を証明する書類は、申請時期によって提出していただく書類が異なります。

	1～6月に申請する場合	7～12月に申請する場合
必要書類	前々年分の所得課税状況を証明するもの	前年分の所得課税状況を証明するもの
例	＜令和7年4月に申請する場合＞ ・所得課税証明書 →令和6年度(令和5年分)	＜令和7年7月に申請する場合＞ ・所得課税証明書 →令和7年度(令和6年分)

○同一年中の継続申請では、3～6の書類に関して、変更がない場合は省略できます。